

○防衛省令第十二号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十五条の規定に基づき、並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十五号）第一条及び第四条の規定を実施するため、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令を次のように定める。

令和五年八月二日

防衛大臣 浜田 靖一

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令

（あっせんの申請手続）

第一条 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に

関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号。以下「法」という。）第十五条の規定による申請は、別記様式第一号による特殊海事損害賠償請求あつせん申請書によりしななければならない。

（訴訟費用立替申請書等）

第二条 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第一条第一項の申請は、令第二条第一項に掲げる費用の立替えを受けようとする者にあつては別記様式第二号による訴訟費用立替申請書により、同条第三項に掲げる事項の援助を受けようとする者にあつては別記様式第三号による訴訟事務援助申請書によりしななければならない。

（償還金支払猶予申請書等）

第三条 令第四条第一項の申請は、償還金の支払の猶予を受けようとする者にあつては別記様式第四号による償還金支払猶予申請書により、立替金の償還の免除を受けようとする者にあつては別記様式第五号による立替金償還免除申請書によりしななければならない。

（申請の経由）

第四条 前三条の規定による申請は、法第十五条に規定する特殊海事損害に係る事故（以下本条にお

いて「事故」という。）の発生地を管轄する地方防衛局長（当該発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）を経由して、事故の発生地を管轄する地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下本条において同じ。）が明らかでない場合にあっては防衛大臣が指定する地方防衛局長を経由して防衛大臣にしなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

(別記)

様式第1号 (第1条関係)

特殊海事損害賠償請求あっせん申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

(防衛局長 (東海防衛支局長) 経由)

申請者 住所

氏名又は名称

下記の特種海事損害について、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律 (令和5年法律第26号) 第15条に規定する特殊海事損害の賠償の請求に関するあっせんで申請します。

記

1 特殊海事損害の内容

(1) 事故発生日時: 年 月 日 時 分頃

(2) 事故発生場所:

(3) 損害を被った財産の内容:

(4) (3)が船舶であった場合は、そのトン数:

(5) 損害の概算額: 総額 円
(内訳)

(6) 損害発生経緯:

2 損害を被った財産についての損害保険契約の有無、保険者の氏名又は名称及び保険金額

損害保険契約: 有 ・ 無

保険者の氏名又は名称:

保険金額: 円

3 損害の填補について既に他から支給を受けたときは、内容及び金額

内容:

金額: 円

4 添付書類

申請者の戸籍謄本又は抄本、登記事項証明書その他あっせんで申請する者が日本国民又は日本国法人であることを証する書類

様式第2号（第2条関係）

訴訟費用立替申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者 住所

氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第17条第1項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替えについて申請します。

なお、費用の立替えを受けるに当たっては、第3項に掲げる条件を遵守します。

記

1 訴訟に関する費用について、立替えを受けようとする金額及び当該訴訟に関する費用の額（概算）

立替えを受けようとする金額： 円

訴訟に関する費用の額（概算）： 円

2 訴訟に関する費用の立替えを必要とする理由：

3 訴訟に関する費用の立替えを受ける条件

(1) 立替金の使途の制限

立替金を訴訟に関する費用で日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和5年政令第255号）第2条第1項各号に掲げるもの以外には使用しないこと。

(2) 訴訟の取下げの承認

訴訟を取り下げるときは、防衛大臣の承認を得ること。

(3) 償還期限

立替金は、訴訟が終了したときは、国が指定する日までに償還すること。

(4) 延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。

(5) 帳簿の整備等

立替金の支出について明らかにした帳簿を整え、領収書その他の支出を証する書類を保存すること。

(6) 業務等の状況調査等

国が、立替金に係る債権の保全上必要があると認め、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

(7) 訴訟の進行状況等の報告

訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにオーストラリアから訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときは、その給付額及び給付時期を、国に報告すること。

(8) 立替決定金額の変更

国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。

(9) 立替金の償還等

国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。

ア (1)、(2)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。

イ 訴訟を誠実に遂行しないとき。

ウ 立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

(10) 加算金

(9)により、立替金を償還するときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する率により計算した金額を加算金として支払うこと。

(11) 担保

国の求めに応じて担保を提供すること。

4 添付書類

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者に該当する場合は、これを確認できる書類

様式第3号（第2条関係）

訴訟事務援助申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者 住所

氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第17条第1項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替え以外の援助について申請します。

なお、費用の立替え以外の援助を受けるに当たっては、第2項に掲げる条件を遵守します。

記

1 訴訟事務の援助を受けようとする内容：

2 援助を受ける条件

(1) 報告

訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を国に報告すること。

(2) 援助の打ち切り

国は、次に掲げる場合には、援助を打ち切ることができること。

ア 前号の条件に従わないとき。

イ 訴訟を誠実に遂行しないとき。

ウ 訴訟に関する費用の立替えを受けた場合において、その立替金を償還させられ、又はその後の立替えを打ち切られたとき。

エ 訴訟事務の援助の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

様式第4号（第3条関係）

償還金支払猶予申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

債務者 住所

氏名又は名称

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第17条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の償還金について、下記のとおりその支払の猶予を申請します。

なお、償還金の支払の猶予を受けるに当たっては、第3項に掲げる条件を遵守します。

記

- 1 支払の猶予を受けようとする金額： 円
- 2 支払の猶予を受けようとする理由：
- 3 支払の猶予を受ける条件
 - (1) 支払の猶予を受けた後における支払期限及び支払期限ごとに支払うべき金額
支払期限： 年 月 日
金額： 円
 - (2) 延滞金
支払期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。
 - (3) 担保
 - ア 担保物件の種類、数量、金額及び物件の所在その他担保の状況
 - イ 保証人の住所、氏名又は名称、職業又は営業の種類、保証金額及び保証人の資産の状況その他保証に関する必要な事項
 - (4) 担保の提供及び債務名義の取得
国の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置を採るために必要な費用を負担すること。
 - (5) 業務等の状況調査等
国が、この債権の保全上必要があると認め、債務者に対してその業務又は

資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるときは、これに応じること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

ア 国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

イ 債務者が分割された償還金額についての支払を怠ったとき。

ウ 債務者に次の理由が生じたとき。

(ア) 強制執行を受けたこと。

(イ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ウ) その財産について競売の開始があったこと。

(エ) 破産の宣告を受けたこと。

(オ) 解散したこと。

(カ) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(キ) (エ) から (カ) までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

エ 支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

オ その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により支払の猶予に係る支払期限によることが不適當となったと認めるとき。

(7) 担保の提供

国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供しなければならないこと。

(8) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

様式第5号（第3条関係）

立替金償還免除申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

債務者 住所

氏名又は名称

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第17条第1項の規定により立替えを受けた訴訟に関する費用の立替金について、下記のとおりその償還の免除を申請します。

記

- 1 償還の免除を受けようとする金額： 円
- 2 償還の免除を受けようとする理由：